



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

技能実習生は、大きな夢と希望を抱いて来日します。しかし、不幸にして実習期間中に自ら命を絶つ人もいます。最近では技能実習生も高齢化しているとは言え、技能実習生の多くは20代～30代の若者です。そういった未来ある若い世代が追い込まれて自ら命を絶つまで苦しまなければならない理由は何なのでしょう。技能実習生の日本での思い出が苦しいことばかりだと悲しいと思います。実習生の抱える問題を解決しようとまで気負わなくても、実習生の悩みを少しでも理解できれば、良い方向に変わるかもしれません。

1. 技能実習生の悩み TOP4

技能実習生の悩みは、大きく分けて次の4つに分類できます。件数の多い順に①賃金、②住環境、③さみしい、④暴力・いじめ。そして、圧倒的に多いのが賃金に関する悩みです。制度上、日本に技術・技能を学びに来ている実習生の一番の悩みが賃金であることは、改めて制度が出稼ぎ目的で利用されているように感じられます。

内容は、賃金が低いという悩みがあれば、控除額が大きいという悩みもあります。実習生の母国の平均賃金に比べて、日本の給料は時として数倍。それでもなお実習生が賃金が低いと感じるのは、3Kの職場における実習内容に照らして低いと感じる場合もありますし、他の実習生や外国人、日本人と比較して低いと感じる場合もあります。来日するために要した費用の返済が間に合わないという理由もあり得ます。賃金が不法に低いとすれば、我慢の限界もあるでしょう。さらに最低賃金以下で良いからもっと働きたいとの実習生の要望を叶えてあげた受入企業が、実習生に行政機関に通報され正規の割増賃金を支払うことになり倒産に追い込まれたケースもあり、問題は複雑です。

控除額については、そもそも皆保険制度のない国から来日する実習生にとって健康保険、年金は意味不明であり、疑心暗鬼になる要素です。そのときは、日本の仕組みを丁寧に説明すると理解してくれることも多いです。寮費などの法定外控除については相場があり、常識の範囲を著しく逸脱しなければ問題になりません。

次に多い悩み事は、住環境です。実習生は相部屋で生活することが多いため、プライベート空間がないこと、トイレや風呂が足りないことが問題になります。プレハブ小屋は最近では流石になくなり、企業が不動産投資として一軒家やマンションを寮にすることが増えました。代わって問題として浮上しているのがWiFi設備です。3つ目の悩みであるさみしいに繋がることですが、実習生にとって母国語でやり取りのできるインターネット環境は生活に必要不可欠なインフラ設備となっています。母国の家族とオンラインで会話をし、寂しさを和らげることができます。WiFiがないことが人にどれだけストレスを与えるかは、若い世代でなくても、母語以外で生活する人は理解ができるのではと思います。

最後の暴力・いじめは、件数は少ないものの悩みは切実です。特に建設業に多い様になります。外国人差別は耳を覆いたくなるような悲しい現実です。話を紐解くとよくある職場のいざこざというケースも多いですが、日本語が不自由な実習生にとって辛いです。暴力に至っては決して許されるものではありません。しかし、暴力は、日本人から受けるという

よりも実習生同士のケンカが多いです。

せっかく日本に来た実習生には、良い思い出を多く持ち帰ってもらいたいことは、日本人なら皆思うことと思います。実習期間中に命を絶つ実習生がいることを知り、彼らの置かれる環境や悩みを少しでも理解できると良いのではと思います。なお、技能実習生の自死数は、日本人のそれよりも低いことを為念、補足します。

弊センターは、手続き支援を主軸に、豊富な経験を活かし様々なアドバイスが可能です。

2. コラム：対象職種追加の影響

技能実習制度の歴史は、常に拡大路線です。在留期間の延長（3年→5年）、人数枠の緩和、対象職種の追加。1年間の在留資格「研修」の時代から考えると、約30年の間にあれよこれよと拡大し、今や帰国研修・技能実習生は世界中に100万人以上います。コロナ禍前の年間の新規入国者数は約15万人です。

中でも影響が大きいのが、対象職種の追加です。これまで受け入れることができなかった職種が新規に追加されることにより、業界全体が受入可能となります。例えば、そう菜製造業。そう菜製造業が対象職種となったのは2015年ですが、それまで実習生を受け入れることができなかったそう菜製造の会社ウン千社が実習生受入を検討します。すると数年後にウン千人の実習生が新規入国者数に上乗せされます。

ここ最近に対象職種に追加されたのは、「鉄道施設保守整備」、「ゴム製品製造」、「農産物漬物製造」、「医療・福祉施設給食製造」、「宿泊（接客・衛生管理作業）」、「リネンサプライ」などです。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX：045-8787-290 携帯：090-4710-3790

E-mail：info@titsc.org URL：<http://www.titsc.org/>